

○内閣府令第十二号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七条第十項第四号の規定に基づき、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年三月二十二日

内閣総理大臣 菅 義偉

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令

子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(法第七条第十項第四号の基準)

第一条 子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第七条第十項第四号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 法第七条第十項第四号に掲げる施設のうち、一日に保育する小学校就学前子どもの数が六人以上であるもの 次に掲げる全ての事項を満たすものであること。

イ 保育に従事する者の数及び資格

(1) 保育に従事する者の数が、施設の主たる開所時間である十一時間(開所時間が十一時間以内である場合にあつては、当該開所時間。以下同じ。)において、満一歳未満の小学校就学前子どもおおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない小学校就学前子どもおおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない小学校就学前子どもおおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の小学校就学前子どもおおむね三十人につき一人以上、かつ、施設一につき二人以上であること。また、主たる開所時間である十一時間以外の時間帯については、常時二人(保育されている小学校就学前子どもの数が一人である時間帯にあつては、一人)以上であること。ただし、一日に保育する小学校就学前子どもの数が六人以上十九人以下の施設における、複数の満一歳未満の小学校就学前子どもを保育する時間帯以外の時間帯(安全面の配慮が行われた必要最小限の時間帯に限る。)については、一人以上とすればよいこと。

〔(2)～(4) 略〕

〔ロ～へ 略〕

〔二～四 略〕

改正前

(法第七条第十項第四号の基準)

第一条 子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第七条第十項第四号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 法第七条第十項第四号に掲げる施設のうち、一日に保育する小学校就学前子どもの数が六人以上であるもの 次に掲げる全ての事項を満たすものであること。

イ 保育に従事する者の数及び資格

(1) 保育に従事する者の数が、施設の主たる開所時間である十一時間(開所時間が十一時間以内である場合にあつては、当該開所時間。以下同じ。)において、満一歳未満の小学校就学前子どもおおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない小学校就学前子どもおおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない小学校就学前子どもおおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の小学校就学前子どもおおむね三十人につき一人以上、かつ、施設一につき二人以上であること。また、主たる開所時間である十一時間以外の時間帯については、常時二人(保育されている小学校就学前子どもの数が一人である時間帯にあつては、一人)以上であること。ただし、一日に保育する小学校就学前子どもの数が六人以上十九人以下の施設における、複数の満一歳未満の小学校就学前子どもを保育する時間帯並びに夜間及び午睡の時間帯以外の時間帯(安全面の配慮が行われた必要最小限の時間帯に限る。)については、一人以上とすればよいこと。

〔(2)～(4) 同上〕

〔ロ～へ 同上〕

〔二～四 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。